鳥取県告示第322号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7 項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所 千代川漁業協同組合 鳥取市河原町長瀬34-5
- 2 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第1号
- 3 認可に係る変更の内容

千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下 線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正 部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者|第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者 は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することによ り、承認を受けなければならない。ただし、小学 校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校 生及び組合の承認を受けた行事に参加する者につい ては、この限りでない。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲|第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲 げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げ る期間内は、遊漁を行ってはならない。

禁止区域	禁止期間
八頭郡智頭町大字市瀬 <u>鳥巣</u> のかん	1月1日から
がい用えん堤上流端から上流10メ	12月31日まで
ートル、下流50メートルの区域	
八頭郡智頭町大字市瀬のかんがい	
用えん堤(関屋堰)上流端から上流	
10メートル、下流40メートルの区域	
略	
略	

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

改正前

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することによ り、承認を受けなければならない。ただし、児童 (12歳に満たない者をいう。以下同じ。)及び組合 の承認を受けた行事に参加する者については、この 限りでない。

(禁止区域)

げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げ る期間内は、遊漁を行ってはならない。

	-
禁止区域	禁止期間
八頭郡智頭町大字市瀬 <u>字鳥巣</u> のか	1月1日から
んがい用えん堤上流端から上流10	12月31日まで
メートル、下流50メートルの区域	
人頭郡智頭町大字市瀬 <u>字関屋</u> のか	
んがい用えん堤上流端から上流10	
メートル、下流40メートルの区域	
略	
略	

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる 者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、 それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	遊漁料		
70歳以上の者 (県内に住所を有す る者に限る。)	年間 3,000円		
略	1		

3~11 略

者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、 それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	遊漁料	
中学生	年間	1,000円
高校生(県内に住所を有する者に	年間	3,000円
限る。)及び70歳以上の者(県内		
に住所を有する者に限る。)		
略		

3~11 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日 平成23年5月27日